

# 4月定例教育委員会

## 参考資料

(令和8年4月24日)

### 承認

- 第 1号 丹波篠山市教育委員会事務局の内部組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について (教育総務課)・・・1頁

### 議案

- 第 1号 丹波篠山市スポーツ推進委員の委嘱について (社会教育課)・・・12頁



丹波篠山市教育委員会事務局の内部組織及び事務分掌規則の一部  
を改正する規則の制定について

## 1 改正の趣旨

令和8年3月25日に令和8年4月1日付け人事異動と合わせ、教育委員会事務局における機構改革が示されました。

社会教育施策と公民館運営の一体的推進及び文化財保護と市史編さん業務の連携強化を図るため、中央公民館、社会教育・文化財課及び市史編さん課の3課を再編し、「社会教育課」と「文化財課」の2課体制とされました。社会教育課には社会教育係及び公民館係を、文化財課には文化財係及び市史編さん室をそれぞれ設置することから、関係規則の一部を改正します。

## 2 改正の概要

### (1) 課及び係名の改正（第2条、別表第2、別表第3）

中央公民館	
社会教育・文化財課	社会教育係、文化財係
市史編さん課	市史編さん室



社会教育課	社会教育係、公民館係
文化財課	文化財係、市史編さん室

### (2) 機構改革に伴う事務分掌の改正（別表第1）

### (3) 教育委員会が所管する施設に、公民館が所管する施設を新たに追加（別表第2）

- ・四季の森生涯学習センター
- ・城東公民館
- ・B & G 海洋センター体育館
- ・西紀体育館
- ・川代体育館（丹南テニスコートを含む。）
- ・今田体育館
- ・健康増進センター
- ・城東グラウンド

- ・城東多目的広場
- ・四季の森運動公園グラウンド
- ・今田グラウンド
- ・今田テニスコート

### 3 施行期日

令和8年4月1日

---

○丹波篠山市教育委員会事務局の内部組織及び事務分掌規則

令和4年3月14日

教委規則第3号

丹波篠山市教育委員会事務局組織規則（平成11年篠山市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき、丹波篠山市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

（事務局及び組織）

第2条 事務局は、丹波篠山市役所に置く。

2 事務局の事務（法第21条、丹波篠山市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成22年篠山市規則第7号）第2条及び第3条に規定する事務（ただし、丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年篠山市教育委員会規則第6号）第2条に規定する事務を除く。））を分担処理するため、次の部課等を置く。

部	課等	係
学校教育部	教育総務課	企画総務係 学事係 学校管理係
	学校教育課	学校教育係
	教育研究所	
	東部学校給食センター	
	西部学校給食センター	
こども未来部	子育て企画課	子育て企画係 子育て応援係
	保育教育課	保育教育係 園管理係
社会教育部	社会教育・文化財課	社会教育係 文化財係
	中央図書館	図書館係 視聴覚ライブラリー係
	市史編さん課	市史編さん室
	田園交響ホール	

（職の設置）

第3条 部に部長、課等に課長、所長又は館長（以下「課長等」という。）、係に係長を置く。

2 部に次長、課等に課参事、副課長、課長補佐及び主幹を置くことができる。

3 課等に指導主事、社会教育主事及び学芸員を置くことができる。

（職務）

第4条 学校教育部長は、教育長の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、事務局の総括調整を行う。

2 こども未来部長及び社会教育部長は、教育長の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 課長等及び課参事は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所属事務の執行に当たる。

5 副課長は、課長等を補佐し、課長等に事故があるときは、その職務を代理する。

6 課長補佐及び主幹は、課長等又は副課長を補佐し、課長等又は副課長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 係長は、上司の命を受け、所管事務を処理するとともに、所属職員を指揮監督し、指導教育に当たる。

8 指導主事及び社会教育主事は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、専門的な指導及び助言を行い、事務を処理する。

9 主査は、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

10 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

11 前項までに定める職員以外の職員は、所属上司の指揮監督を受け、職務上の命令に従い事務等に従事する。

(分掌事務)

第5条 課等及び係の分掌する事務は、別表第1のとおりとする。

2 事務局の総合調整を担当する課は、学校教育部教育総務課とする。

3 部及び課等の事務を効果的に処理するため、グループ制を採用することができる。

(分掌事務の補完)

第6条 次に掲げる事務については、部長が教育長の承認を得て、所掌する課等を指定する。

(1) 主管の明らかでない事務

(2) 特命に属する事務

(教育、文化、児童福祉施設等)

第7条 教育委員会が所管する教育、文化及び児童福祉施設並びにこれを所管する事務局の課等は、別表第2のとおりとする。

(総括課)

第8条 部における予算決算、庶務及び部内の連絡調整を総括して行う課（以下「総括課」という。）を部内に置く。

2 前項の総括課は、別表第3のとおりとする。

(事務局職員の勤務時間等及び服務)

第9条 事務局職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、丹波篠山市職員の勤務時間等に関する規則（平成11年篠山市規則第11号）の規定を準用する。

2 事務局職員の服務に関しては、丹波篠山市公正な職務の執行の確保に関する条例（平成22年篠山市条例第42号）及び丹波篠山市職員服務規程（平成11年篠山市規程第10号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織及び運営に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に次表左欄に掲げる所属に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとみなす。

旧所属	新所属	
教育総務課	学校教育部	教育総務課
学校教育課	学校教育部	学校教育課
学事課	学校教育部	学事課
こども未来課	こども未来部	子育て企画課 保育教育課
社会教育課	社会教育部	社会教育課
文化財課	社会教育部	文化財課

附 則（令和5年3月28日教委規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日教委規則第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日教委規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

学校教育部

教育総務課

企画総務係

(1) 教育長及び教育委員に関すること。

- (2) 教育委員会の会議に関する事。
- (3) 儀式及び表彰に関する事。
- (4) 規則等の制定並びに告示及び公示に関する事。
- (5) 教育委員会の点検及び評価に関する事。
- (6) 公印に関する事。
- (7) 職員の任用、服務及び賞罰に関する事。
- (8) 職員の給与、共済及び福利厚生に関する事。
- (9) 寄附採納に関する事。
- (10) 議会に提出する議案等に関する事。
- (11) 市内高校進学対策に関する事。
- (12) 教育振興基本計画に関する事。
- (13) ふるさと創生奨学金に関する事。
- (14) 職員の研修に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (15) 統計調査に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (16) 総合教育会議に関する事。
- (17) 学校適正配置に関する事。
- (18) 事務局の総合調整及び予算決算の総括に関する事
- (19) 部の総括に関する事。

#### 学事係

- (1) 園児、児童及び生徒数の統計調査及び学校基本調査に関する事。
- (2) 児童及び生徒の就学事務に関する事。
- (3) 教科用図書の採択及び給与事務に関する事。
- (4) 就学援助費等扶助費及び補助金に関する事。
- (5) スクールバスに関する事。
- (6) 学校保健に関する事。
- (7) 学校給食費に関する事。
- (8) 通学路安全対策に関する事。

#### 学校管理係

- (1) 学校施設の整備及び検討に関する事。
- (2) 学校施設の管理に関する事。
- (3) 学校施設の備品整理及び管理に関する事。
- (4) 学校用地の維持管理に関する事。
- (5) 学校の予算決算に関する事。

#### 学校教育課

##### 学校教育係

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校教育の指導助言に関する事。

- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 教職員の研修に関する事。
- (4) 生徒指導に関する事。
- (5) 進路指導に関する事。
- (6) 特別支援教育に関する事。
- (7) 体験教育に関する事。
- (8) 学校教育活動の支援に関する事。
- (9) 県費負担教職員の人事内申及び服務監督に関する事。
- (10) 県費負担教職員の健康管理、安全衛生、福利厚生及び公務災害等の補償に関する事。
- (11) 市費会計年度任用職員の勤務に関する事。
- (12) 学級編制に関する事。
- (13) 県費負担事務職員の研修に関する事。
- (14) 教職員等の表彰及び賞勲に関する事。
- (15) 共済組合、学校厚生会等との連絡調整に関する事。
- (16) 教員の免許状に関する事。
- (17) 職員団体に関する事。
- (18) 県費負担教職員の人事統計に関する事。
- (19) 教育実習に関する事。

#### 教育研究所

- (1) 教育の現状について科学的な調査及び研究に関する事。
- (2) 課題となっている教育内容の分野（学校園経営、学力向上、生徒指導、特別支援教育、幼児教育、教育の情報化等）に関する調査及び研究に関する事。
- (3) 教育関係職員の資質及び能力の向上に関する事。
- (4) 幼児、児童、生徒及びその関係者並びに教育関係職員の教育相談及び育成支援に関する事。
- (5) 教育実践及び研究に関する情報並びに文献の収集、整理及び活用に関する事。
- (6) その他教育の充実及び振興に関する事。

#### 東部学校給食センター

- (1) 学校給食センターの管理運営に関する事。
- (2) 学校給食の献立の企画及び物資調達に関する事。

#### 西部学校給食センター

- (1) 学校給食センターの管理運営に関する事。
- (2) 学校給食の献立の企画及び物資調達に関する事。

## こども未来部

### 子育て企画課

#### 子育て企画係

- (1) 子育て施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 待機児童対策に関する事。
- (3) 子育て施策の広報に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援事業に関する事。
- (5) 子ども・子育て会議に関する事。
- (6) 幼児教育の推進に関する事。
- (7) その他子育て支援に関する事。
- (8) 部の総括に関する事。

#### 子育て応援係

- (1) 子育てふれいあいセンターに関する事。
- (2) 放課後児童クラブに関する事。
- (3) 病児保育に関する事。
- (4) 一時預かり事業に関する事。
- (5) 篠山チルドレンズミュージアムに関する事。
- (6) その他子育て支援に関する事。

### 保育教育課

#### 保育教育係

- (1) 園の運営及び指導に関する事。
- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 早期発達支援に関する事。
- (4) 就園事務に関する事。
- (5) 子どものための教育及び保育給付に関する事。
- (6) 子育てのための施設等利用給付に関する事。
- (7) 預かり保育に関する事。
- (8) 幼保派遣支援員に関する事。

#### 園管理係

- (1) 園の予算決算に関する事。
- (2) 園施設の管理及び整備に関する事。
- (3) 園備品の整理及び管理に関する事。
- (4) 園用地の維持管理に関する事。
- (5) 保育料に関する事。
- (6) 園児バス利用料に関する事。
- (7) 園給食費に関する事。

- (8) 保険事務に関する事。

## 社会教育部

### 社会教育・文化財課

#### 社会教育係

- (1) 生涯学習の総合企画に関する事。
- (2) 生涯学習関係の委員会等に関する事。
- (3) 生涯学習施設間の総合調整に関する事。
- (4) 身体障害者社会学級に関する事。
- (5) 国際理解に関する事。
- (6) 人権教育に関する協議、調整及び連絡に関する事。
- (7) 青少年育成の総合企画に関する事。
- (8) 青少年関係の委員会等に関する事。
- (9) 青少年関係機関等の育成、連携及び調整に関する事。
- (10) 丹波篠山市展に関する事。
- (11) スポーツの総合企画に関する事。
- (12) スポーツ関係の委員会等に関する事。
- (13) 丹波篠山ABCマラソンに関する事。
- (14) スポーツ団体の活動支援に関する事。
- (15) 社会体育施設の連携及び調整に関する事。
- (16) 学校体育施設の開放に関する事。
- (17) 社会教育施設の管理及び運営に関する事。
- (18) スポーツの普及に関する事。
- (19) 各種スポーツイベントに関する事。
- (20) 部の総括に関する事

#### 文化財係

- (1) 地域文化の総合企画に関する事。
- (2) 歴史文化施設の管理及び運営に関する事。
- (3) 展示及び収蔵資料の管理に関する事。
- (4) 歴史文化関係の委員会等に関する事。
- (5) 文化財の保存及び活用に関する事。
- (6) 文化財の調査及び指導に関する事。
- (7) 国史跡の保存及び整備に関する事。
- (8) 伝統的建造物群保存地区の保存及び整備に関する事。
- (9) 篠山層群化石等資源の保存及び活用に関する事。

## 田園交響ホール

- (1) 田園交響ホールの総合企画に関する事。

- (2) 田園交響ホールの管理運営に関する事。
- (3) さぎそうホールの管理運営に関する事。
- (4) 自主事業に関する事。
- (5) ボランティアスタッフに関する事。

中央図書館

図書館係

- (1) 図書館の総合企画に関する事。
- (2) 資料及び情報の収集、整理及び保存に関する事。
- (3) 資料及び情報の利用、調査及び相談に関する事。
- (4) 関係機関との相互利用及び協力に関する事。
- (5) 読書活動の推進に関する事。
- (6) 図書館の管理運営に関する事。

視聴覚ライブラリー係

- (1) 視聴覚ライブラリーに関する事。

市史編さん課

市史編さん室

- (1) 市史編さんに関する事。

別表第2（第7条関係）

施設を所管する事務局の課等	教育・文化・児童福祉施設
学校教育部学校教育課	教育支援センターゆめハウス
こども未来部保育教育課	保育所 幼稚園 認定こども園 預かり保育施設 早期発達支援室
こども未来部子育て企画課	子育てふれあいセンター 放課後児童クラブ 病児保育室にここ 篠山チルドレンズミュージアム おとわの森子育てママフィールド ファミリーサポートセンター
社会教育部社会教育・文化財課	丹波篠山総合スポーツセンター 西紀運動公園 畑スポーツ施設 篠山城大書院

	歴史美術館 青山歴史村 武家屋敷安間家史料館 太古の生きもの館
社会教育部田園交響ホール	さぎそうホール
社会教育部中央図書館	市民センター図書コーナー

別表第3（第8条関係）

部	総括課
学校教育部	教育総務課
こども未来部	子育て企画課
社会教育部	社会教育・文化財課

スポーツ基本法(抜粋)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

○丹波篠山市スポーツ推進委員に関する規則

平成11年4月1日

教委規則第25号

改正 平成12年3月28日教委規則第4号

平成23年9月12日教委規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務、その他スポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (4) スポーツ団体、その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民スポーツの振興のための指導助言を行うこと。

(委員の委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び前条に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 スポーツ推進委員の定数は、15人とする。

(任期)

第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても、スポーツ推進委員を解嘱することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第6条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するのにあたって、法令、条例並び

に教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月12日教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

- 2 現に改正前の篠山市体育指導委員に関する規則により委嘱されている体育指導委員は、改正後の篠山市スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

## 丹波篠山市スポーツ推進委員会設置要綱

### (名 称)

第1条 本会は、丹波篠山市スポーツ推進委員会と称し、事務局を丹波篠山市教育委員会社会教育課に置く。

### (目 的)

第2条 本会は、委員相互の連絡連携により、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) スポーツ推進委員相互の連絡調整に関すること。
- (2) 委員の資質の向上に関すること。
- (3) 体育・スポーツ・レクリエーションの啓発宣伝に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### (組 織)

第4条 本会は、丹波篠山市スポーツ推進委員をもって組織する。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 1名  
総務部委員 若干名 事業部委員 若干名 研修部委員 若干名

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は会長の指名によって決定する。
- 3 会長は、本会を代表し、これを統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 5 委員は会務を処理する。

### (会 議)

第6条 本会の会議は、次のとおりとする。

委員会 部会

- 2 委員会は、会長が招集し、これを主宰する。委員会は事業計画及びその他重要な事項を審議する。
- 3 部会は、部員をもって構成し、会議を審議する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この規約は平成13年 5月29日より施行する。

### 附 則

この規約は平成23年 9月12日より施行する。

### 附 則

この規約は平成29年 4月 1日より施行する。

